お知らせ版　No.1,478

２０２６年３月１０日号

★発行：大石田町役場総務課
☎（３５）２１１１（内線２１８）
◎大石田町公式ＨＰアドレス
https://www.town.oishida.yamagata.jp

教育文化課から

令和８年度会計年度任用職員を募集します

◆職種／教育職
◆採用人員／特別支援教育補助員　１名
◆勤務場所／町立小中学校
◆受付期間／令和８年３月２７日（金）まで
◆雇用期間／令和８年４月１日～令和９年３月３１日
◆選考方法／
面接選考および書類選考により選考を行います。詳細は受付終了後に通知します。
◆申込方法／
下記で申込書を配布します。町ＨＰからダウンロードすることもできます。受付期間内に申込書を受付窓口にご提出ください。
※当該資格を証する書類をお持ちの方は、その写しを申込書に添付してください。
※報酬、勤務時間等は「会計年度任用職員募集要項」をご確認ください。募集要項は受付窓口に準備しているほか、町ＨＰに掲載しています。
※採用者が決定した場合は募集を終了します。
■教育文化課　学校教育グループ
☎（３５）２１１１（内線２５２）

産業振興課から

町民そば打ち教室を開催します

手打ちそばの教室を開催します。大石田のそば打ち実技を学んでみませんか。
◆日　時／３月２２日（日）
午後１時３０分～午後２時３０分
「二八そば打ち」、「伝統そば打ち」
◆場　所／あったまりランド深堀「創作室」
◆参加料／５００円
◆定員／先着６名
◆持ち物／①そば粉５００ｇもしくは１kg
②打ったそばを持ち帰るための容器
※二八そば打ちに使用する割り粉・打ち粉は準備します。
※そば粉はあったまりランド深堀でも販売しています。
◆申込／参加を希望される場合は、３月１９日（木）午後４時まで、下記にご連絡ください。
■かおり風景100選「大石田町そばの里」推進協議会
産業振興課　商工観光グループ
☎（３５）２１１１（内線１４５・１４６）

保健福祉課から

１８歳年齢到達、短大・専門学校の卒業に伴う児童手当の手続きについて

児童手当は、大学生世代となった児童（１８歳になった最初の４月１日から２２歳になった最初の４月１日までの児童）への支給はありませんが、保護者が児童の世話と生活費の負担をしている場合は、「多子加算」（第３子以降３万円支給）の算定児童として登録することができ、引き続き第３子以降の手当を受給できます。
また、大学生世代児童（平成１６年４月１日から平成１９年４月１日生まれで令和８年３月で卒業予定の児童）を監護し、多子加算を受けている方についても令和８年４月以降の状況を確認させていただく必要があります。
対象者には３月中に通知を送ります。内容をご確認のうえ、対象となる方は申請を行ってください。詳細については、町ＨＰをご確認ください。
■保健福祉課　福祉グループ
☎（３５）２１１１（内線１３４）

保健福祉課から

就学等で転出される町国民健康保険に加入中の皆様へ

大石田町の国民健康保険に加入したまま、大学や専門学校等に就学のため、大石田町から転出される方は、下記の書類をご持参の上、窓口でお手続きをお願いします。
◆必要書類／
①窓口に来庁された方の身分証明書（免許証、マイナンバーカードなど）
②学生証の写し
■保健福祉課　保健医療グループ
☎（３５）２１１１（内線１３６・１７３）

町民税務課から

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、２０歳以上であれば学生も加入しなければなりません。
ご本人の所得が一定額以下の場合保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する学生等です。承認期間は４月から翌年３月までの１年ごととなります。
次年度も在学予定の場合は毎年４月初旬から順次ハガキ形式の再申請書が郵送されます。引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項をご記入のうえ、日本年金機構へお送りください。
役場１・２番窓口でも申請を受け付けております。また、マイナポータルからの電子申請も可能です。
■町民税務課　住民グループ
☎（３５）２１１１（内線１２３）

町民税務課から

会社を退職された方は国民年金の届出が必要です

２０歳以上６０歳未満の方は、国民年金への加入が義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、退職日の翌日から１４日以内に厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。
◆持参するもの／
社会保険資格喪失証明書等の退職日がわかる書類、マイナンバーカード又は基礎年金番号の確認できるもの
◆手続窓口／役場町民税務課１・２窓口
※手続きはマイナポータルからも可能です。
■町民税務課　住民グループ
☎（３５）２１１１（内線１２３）

産業振興課から

大石田町ボランティアガイド「虹の町案内人」を募集しています

虹の町案内人では町内の観光スポットでボランティアガイドを行う新規会員を募集しています。「大石田町が好きで観光客におもてなしをしたい方」、「歴史や文化に興味がある方」、「人と話すのが好きな方」など。観光ガイドについての知識や経験がなくても構いません。最上川舟運の中心河港として栄え、著名な文人墨客が愛した町、「おおいしだ」を一緒に案内してみませんか？どうぞお気軽にお申込みください。
◆申請方法／
下記窓口にて申請用紙を準備しております。
■産業振興課　商工観光グループ
☎（３５）２１１１（内線１４６）

教育文化課から

大石田 AIR 企画「空っぽ温泉コンサート」を開催します

◆日時／３月２４日（火）
開場　午後６時１５分～
開演　午後６時３０分～
◆場所／あったまりランド深堀
◆内容／
シンガーソングライターのダイスケ　カザオカと日本を代表するコンテンポラリーダンサー皆川まゆむと大石田 AIR によるコラボレーションコンサート。
◆料金／入場無料〈投げ銭制〉　先着３０名
◆出演／
ダイスケ　カザオカ（歌、演奏）
皆川まゆむ（ダンス）
椛島一・大橋武司・久保田舞（大石田 AIR）
◆ご予約／下記まで
■教育文化課　生涯学習グループ
☎（３５）２１１１（内線６１４）
MAIL：oisidaair@gmail.com

建設課から

宅　地　を　分　譲　し　ま　す

◆物件名／
区画①（大石田町大字横山字中島 5388 番 2）
地目：宅地　面積：361.15 ㎡（109.43 坪）
分譲価格：1,697,405 円（4,700 円/㎡）
区画②（大石田町大字横山字中島 5391 番 1）
地目：宅地　面積：426.36 ㎡（129.2 坪）
分譲価格：2,003,892 円（4,700 円/㎡）
区画③（大石田町大字横山字中島 5392 番 1）
地目：宅地　面積：406.84 ㎡（123.3 坪）
分譲価格：1,912,148 円（4,700 円/㎡）
区画④（大石田町大字横山字中島 5392 番 4）
地目：宅地　面積：409.28 ㎡（124.0 坪）
分譲価格：1,923,616 円（4,700 円/㎡）
区画⑤（大石田町大字横山字中島 5394 番 3）
地目：宅地　面積：410.38 ㎡（124.4 坪）
分譲価格：1,928,786 円（4,700 円/㎡）
区画⑥（大石田町大字横山字中島 5396 番 3）
地目：宅地　面積：399.48 ㎡（121.1 坪）
分譲価格：1,877,556 円（4,700 円/㎡）
◆申込の条件／
最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトに伴う移転対象者であること。その他にも条件が有りますので、町ＨＰまたは窓口でご確認ください。
◆申込方法／
申込者は宅地分譲申込書等を下記担当までご提出ください。申込書は、町ＨＰまたは窓口に準備しております。
◆申込受付期間／
３月１３日（金）から３月２７日（金）
※土日祝日を除きます。
◆申込受付時間／午前９時から午後５時
◆申込受付窓口／大石田町役場　建設課
◆その他／土地の引渡しは令和８年８月以降となります。詳細は町ＨＰをご覧いただくか、下記担当までお問合せください。
■建設課　治水定住対策グループ
☎（３５）２１１１（内線２４４）

まちづくり推進課から

Ai ナビやまがた説明会・結婚相談会を開催します

◆日時／３月２２日（日）午前１１時～午後３時
◆場所／虹のプラザ「小会議室１」
◆内容／やまがたハッピーサポートセンターのスタッフがマッチングシステムについてご説明させていただきます。また、結婚に対してのお悩みがございましたらご相談ください。
◆申込方法／予約不要です。直接会場にお越しください。混みあう場合は、お待ちいただく場合がございます。
■まちづくり推進課　政策推進グループ
☎（３５）２１１１（内線２２２）

町民税務課から

住民票の異動届について

入学・就職等により住所を移した方は、速やかに住所変更の届出が必要です。

◆手続きの仕方／
（①②の順で手続きを行ってください）

①引っ越し前の市町村で転出届の手続き
【届出時期】
・転出前までに。転出予定日のおよそ１４日前から届出ができます。
【持ち物】
・マイナンバーカード等の本人確認書類
・国民健康保険被保険資格確認書・後期高齢者医療資格確認書・介護保険被保険者証（お持ちの方のみ）
・新住所が分かるメモ

②引っ越し先の市町村で転入届の手続き
【届出時期】
・新しい住所に住み始めた日から１４日以内に届出をしてください。
【持ち物】
・転入者全員分のマイナンバーカード、暗証番号
・運転免許証等の本人確認書類
・転出証明書（マイナンバーカードをお持ちでない方のみ、転出元市町村から交付されます。）

◆届出人／
本人または同一世帯人（左記以外の方については、本人からの委任状が必要になります。）

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから転出届ができます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから転出届の手続きができます。この場合、転出元市町村の窓口へお越しいただくことなく、転出届の手続きが行えます。マイナポータルアプリをスマートフォンにダウンロードしてご利用ください。

◆手続きの仕方／
（①②の順で手続きを行ってください）

①マイナポータルから転出届
【手続時期】
・転出前までに。転出予定日のおよそ１４日前から手続きができます。
・マイナポータルにログインし、ホーム画面上の「住まい引越し」タブより、画面に従い必要事項を入力してください。

②引っ越し先の市町村で手続き
【届出時期】
・新しい住所に住み始めた日から１４日以内
【持ち物】
・転入者全員分のマイナンバーカード・暗証番号
【届出人】
・本人または同一世帯人（左記以外の方については、本人からの委任状が必要になります。）

マイナポータルアプリは右記の二次元コードを読み取りダウンロードしてください。

■町民税務課 住民グループ
☎（３５）２１１１（内線１２２）

建設課から

雪捨て場にゴミを捨てないで

雪捨場でゴミ（枝木、プランター等）の投棄が確認されました。雪捨場は町内の道路の雪を捨てるために河川管理者から使用の許可を得ています。

今後、同様の事例が確認された場合、使用を制限することもありますので、雪捨場には絶対に雪以外のものは捨てないでください。

■建設課　管理グループ
☎（３５）２１１１（内線２３２）

大石田町民謡研究会発足 70 周年記念

「次世代へ繋ぐ伝統文化交流のつどい」を開催します

民謡研究会の発足７０年を記念した民謡の集いを開催します。県内各地から歴代の民謡王座・名手が集います。心に響く生の伝統芸能に触れ、元気と活力を培ってください。

◆日　時／４月１２日（日）正午開演
（午前１１時３０分開場）
◆場　所／虹のプラザ「なないろホール」
◆内　容／会員の唄・踊りの発表、ゲストによる唄・演奏・踊りの披露
◆入場料／無料（整理券が必要です。）
◆整理券配布場所／「虹のプラザ」窓口
◆配布開始日／３月１６日（月）
※配布時間は平日の午前８時３０分～午後５時１５分まで
※配布枚数は３００枚限定です。
■大石田町民謡研究会 ☎３５-４３９２

国家公務員「国税専門官採用試験」（大学卒業程度）のお知らせ

◆受験資格／
○平成８年４月２日から平成１７年４月１日生まれの者
○平成１７年４月２日以降生まれの者で次に掲げるもの
① 大学を卒業した者及び令和９年３月までに大学を卒業する見込みの者
②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆受験申込受付期間／
３月２３日（月）まで
※申込はインターネットで行ってください。

◆第１次試験日／５月２４日（日）
■仙台国税局人事第二課試験研修係
☎０２２―２６３―１１１１（内線３２３６）

大石田町雪室施設の利用料変更のお知らせ

４月１日から以下の通り雪室施設の使用料が変更となります。

◆改定内容／

区分		利用料（改定後）	利用料（改定前）
一般貯蔵室	コンテナ１個当たり	５０日までは**300円**	５０日までは２００円
		※以後１日を超えるごとに**5円**を加算	※以後１日を超えるごとに３円を加算
低温貯蔵室		５０日までは**600円**	５０日までは３００円
		※以後１日を超えるごとに**10円**を加算	※以後１日を超えるごとに５円を加算

■産業振興課　農林グループ　☎（３５）２１１１（内線１４４）

大石田町青少年健全育成広報春休み号

安全で有意義な春休みに

春休み期間もみんなで子どもたちを見守りましょう！

豪雪となった冬ももうすぐ終わりを告げ、大石田にもようやく穏やかな春の訪れが感じられる季節がやってきました。

町内小中学校はもうすぐ春休みがはじまります。子どもたちが安全で有意義な春休みを過ごせるよう、ご家庭や地域のみなさんにはより一層の子どもたちの見守り活動にご協力をお願いします。

◆安全で決まりある生活を送りましょう

●変質者、不審者、不審電話に注意
・問い合わせがあっても、友だちの電話番号は絶対に教えないでください。
・挙動不審、変質者への注意を。事故にあった場合はすぐに警察に通報しましょう。

●交通安全
・自転車に乗るときの約束を守りましょう。早めのライト点灯、ブレーキの点検、身体にあった自転車に乗りましょう。ヘルメットを着用しましょう。

●危険な遊びはやめましょう。
・建物の軒下、側溝など危険な場所には近づかないようにしましょう。

●出かけるときには
・「誰と」「どこへ」「何をしに」「何時ごろに帰る」を、必ず家の人に伝えましょう。

◆「春のあんしんネット・新学期一斉行動」にご協力ください

●ペアレンタルコントロール（保護者による管理）による対応の推進
・インターネット利用の拡大により、ＳＮＳ等に起因する青少年の犯罪被害やトラブル等が生じています。保護者は、ペアレンタルコントロール（発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること）が求められます。

●効果的なフィルタリング等の利用
・スマートフォンやパソコン、タブレットは積極的にフィルタリングを活用しましょう。

●話し合いによる家庭内ルールづくりの促進
・スマートフォン等の不適切な利用によるリスクについて話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭内ルールを作りましょう。

●インターネットを適切に活用する能力の向上促進
・インターネットは、危険性がある一方で、適切に使うことにより便利で豊かな生活を送ることができるものです。未来を担う青少年は、自分で考え、ネットを適切に活用できる能力を身に付けることが重要です。

■大石田町青少年健全育成町民会議・大石田町青少年育成推進員会
教育文化課　生涯学習グループ（虹のプラザ内）　☎（３５）２１１１（内線６１０）